

令和4年度版 陸別町高齢者便利帳 ～介護予防、暮らしの安心サービス編～

おおむね65歳以上の町民が対象です。



陸別町では、高齢者が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるようなサービスを行っています。お気軽にお問合せください。

☆ 高齢者の相談窓口～地域包括支援センター☆

高齢者ご本人やそのご家族をサポートする身近な相談窓口です。日常生活の中でわからないこと、困ったことがあれば、お気軽にご相談ください。(☎0156-27-8001)



1. 安心して生活するための介護保険外サービス

電話サービス

社会福祉協議会
☎0156-27-2760

安否確認と健康状態の把握・相談に応じます。
実施日：毎週月・水・金(祝祭日除く)
利用料金：無料

除雪サービス

社会福祉協議会
☎0156-27-2760

体力的に除雪をすることが困難で、除雪の援助が必要な方のお手伝いをします。
利用料金：1回200円
※事前登録制です。

配食サービス

保健福祉センター
☎0156-27-8001

調理が困難な方にボランティアが1日1回夕食のお弁当を届けます。
実施日：月～金のうち希望日(祝祭日除く)
利用料金：1食300円(課税の方は700円)
※配達担当：社会福祉協議会

お弁当は「浜田旅館」様が調理しています。利用受付は保健福祉センターです。

訪問型サービスA

保健福祉センター
☎0156-27-8001

委託先の職員が家を訪問し、生活支援(掃除、洗濯、調理など)を行います。利用対象者：「基本チェックリスト」に該当した事業対象者の方
※委託先：
りくべつエヌピーオー優愛館

緊急通報サービス

保健福祉センター
☎0156-27-8001

在宅生活が不安な方のご自宅に「緊急通報装置」を設置し、緊急事態が起きた時にガードマンが駆けつけます。

利用には審査があるため、希望される方は一度ご相談ください。

2. 介護予防・通いの場に関するサービス

生きがい活動支援事業

保健福祉センター
☎0156-27-8001

AM事業 (10:00～13:30)・・・事前登録制の通所事業
定期的に通所し、レクリエーション等をおこなう事業です。昼食の提供を受けることができます。(1食500円)
PM事業 (13:30～16:00)・・・事前登録不要のサロン
趣味や交流の場として活用ください。

開催場所：ふれあいの郷 事業運営先
りくべつエヌピーオー優愛館
開催日：毎週月・金(祝日休み)

ふまねっと運動教室

社会福祉協議会
☎0156-27-2760

歩行機能改善、認知機能改善に効果的な運動を行っています。
実施日：毎週木曜日 10:00～11:30
利用料金：無料 実施場所：保健センター内
※運動する際にはサポーターがついています。



ふれあいマージャンサロン

社会福祉協議会
☎0156-27-2760

頭で考えて手先を使うので認知症予防に効果的です。
実施日：毎週木曜日 13:15～16:30
利用料金：無料
実施場所：高齢者交流センター



ふれあい昼食交流会

社会福祉協議会
☎0156-27-2760

70歳以上の一人暮らしの方を対象に、月に1度食事会を行っています。
利用料金：300円 実施場所：保健センター内
開催日：くらしのカレンダーをご参照ください。
※事前に申し込みが必要です。



ほっとカフェ

社会福祉協議会
☎0156-27-2760

毎月、介護予防や認知症予防等に効果的なお話をしています。
実施日：毎月1回 13:00～15:00
利用料金：無料
実施場所：ぷらっと広場 など



ふれあいサロン「ひだまり」

社会福祉協議会
☎0156-27-2760

「町民が気軽に集える居場所づくり」を目的として開催しています。
利用料金：昼食代1食500円(15食限定)
実施場所：高齢者交流センター
実施日：毎月第4水曜日 10:00～16:00
内容：AM 簡単ふまねっと運動、PM 工作 など



リハビリテーション活動支援事業

保健福祉センター
☎0156-27-8001

理学療法士がご自宅を訪問し、リハビリの視点から身体の動きなどについて助言・指導を行う事業です。
対象者：65歳以上で身体的な不調の回復のため助言を受け、自立した生活を目指す方。
実施日：毎月1回



保健師のちょこっとアドバイス

健康維持とフレイル予防は「健診の受診」から！！

高齢期の健康づくりは、痩せすぎにも気をつけなければならない等、若いころと同じではありません。

まずは年に1度の「特定健診・後期高齢者健診」を受診して、自分の身体を知ることが大事です。

【問い合わせ先】
陸別町保健福祉センター
保健指導担当
☎0156-27-8001

詳しい内容は健診カレンダーをチェック！！

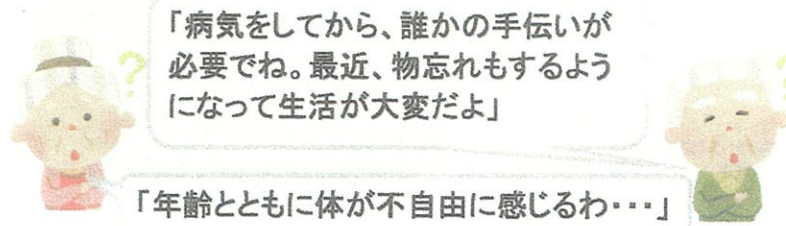
各事業について詳細はくらしのカレンダーを参照または各事業所へお気軽にお問い合わせください。

令和4年度版 陸別町高齢者便利帳 ～要介護認定編～

おおむね65歳以上の町民の方を対象としています。

介護が必要になった場合、陸別町では様々な介護サービスや施設を整備しています。詳細は陸別町地域包括支援センターまでお問合せください。(電話0156-27-8001)

☆介護保険サービスの利用手順☆



- ①一人できていたことができなくなってきた場合(要介護)
- ②誰かの手伝いが必要な場合(要支援)

⇒地域包括支援センター(保健センター内)で「要介護認定の申請」を受け付けています。介護に関するご相談にも応じています。

☎0156-27-8001

要介護・要支援認定の手続きの流れ

- ①申請** 第1号被保険者(65歳以上)または第2号被保険者(40歳～64歳の方で特定疾病に該当する方)が地域包括支援センターで申請を行います。
- ②調査** 地域包括支援センター職員が本人の自宅等を訪問し、心身の状態について確認します。
- ③意見書依頼** 町から主治医に依頼して、主治医意見書を作成してもらいます。本人と家族の受診が必要となる場合があります。
- ④認定審査会** 訪問調査・主治医意見書の内容をもとに、足寄町、本別町、陸別町の3町の合議体で構成している「介護認定審査会」で審査され、「要介護区分」が判定されます。
- ⑤結果** 認定結果に基づいて「要介護1～5」「要支援1～2」「非該当」の区分に認定され、町から「要介護認定結果通知書」として交付されます。

☆介護保険で利用することができるサービス☆

1. 在宅サービス

居宅介護支援
介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護サービス利用の調整等を行います。

居宅介護支援事業所
(保健福祉センター内)
☎0156-27-8001

短期入所生活介護(ショートステイ)
宿泊する中で必要な介護の提供を行います。

特別養護老人ホームしらかば苑
☎0156-27-3803

訪問看護
看護師がご自宅で健康状態の確認や療養の指導を行います。

陸別町国保関寛齋診療所
☎0156-27-2135

事前にお問合せください。

福祉用具貸与(福祉用具のレンタル)
福祉用具専門員が状態にあった福祉用具を選定し、利用の評価を行います。

居宅介護支援事業所
(保健福祉センター内)
☎0156-27-8001

訪問介護
ホームヘルパーがご自宅で生活支援や身体介護を行います。

ホームヘルプセンターりくべつ(社協内)
☎0156-27-2760

訪問入浴
ホームヘルパーがご自宅に浴槽を持ち込み入浴のお手伝いをします。

ホームヘルプセンターりくべつ(社協内)
☎0156-27-2760

居宅療養管理指導
薬剤師がご自宅で、薬の飲み方に関する指導を行います。

陸別薬局
☎0156-27-3400

訪問リハビリテーション
理学療法士がご自宅で日常生活の自立を助けるための指導を行います。

地域包括支援センター
(保健福祉センター内)
☎0156-27-8001

2. 地域密着型サービス

通所介護
通所する中で、入浴介助や昼食の提供、身体機能活動の支援を受けることができます。

陸別町デイサービスセンター
☎0156-27-3881

特別養護老人ホーム
特別養護老人ホームしらかば苑
☎0156-27-3803

福祉用具購入
国が定めた特定福祉用具の種目において10万円を限度に購入費の補助を行います。

保健福祉センター
☎0156-27-8001

介護用品給付事業
紙おむつ、尿取りパッドの購入補助を行います。

保健福祉センター
☎0156-27-8001

受付は保健福祉センターでチケット交付は社協です。

認知症対応型グループホーム
要支援2以上で認知症の診断を受けた方が必要な介護を受けることができます。

りくべつエヌピーオー優愛館
☎0156-27-2500

特別養護老人ホーム
要介護(3以上)を有する方に対し、施設サービス計画に基づいて必要な介護を受けることができます。

住宅改修
国が定めた住宅改修の種類範囲内において、20万円を限度に改修費の補助を行います。

保健福祉センター
☎0156-27-8001

移送サービス
常時車いすやストレッチャーを必要とする方などを対象に専用車両で送迎します。

社会福祉協議会
☎0156-27-2760

